

| | | |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 交渉情報 | NO.86 | 日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部 |
| JP労組信越地方本部 | 2022年2月24日 | 添付資料:4枚 |

2022年度三六協定締結（日本郵便）について

日本郵便（株）信越支社は「2022年度三六協定締結時間数等」について、別紙1のとおり信越地本に提示してきました。

標記の扱いは中央総合情報第162号（2022.2.21）の通り、周知されているものです。三六協定は、2019年度に改正された時間外労働の罰則付き上限規制から3年が経過しましたが、今年度においてもその対応状況や想定される繁忙要素等を考慮した締結とし、労基法三六条の趣旨を踏まえつつ、労働者の健康確保を前提に、高い時間外労働の構成割合を改善し、働きやすい環境を整備する事で、仕事と生活等の両立をはかり生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてまいります。

それを受け、地本は目安時間数等の設定背景について求めました。

日本郵便（株）信越支社は、今年度の時間外労働の状況は、効率的な業務運営や生産性の向上等により、昨年度と平均時間を比較すると、年末繁忙期にかけ、全体的に減少傾向にある、一方、各局の状況によって、要員不足や新型コロナ禍の影響に伴い、単月での業務量が急激に増加することにより、時間外労働が40時間を超える状況や特別条項を適用することにより業務運行を確保している実態があります。

また、2019年度から導入した非番日及び休日労働の日数運用についても、単月に非番日2回・休日2回の勤務実績があり、この2ヵ月運用により対処している実態があることから、次年度においても運用の継続が必要と判断する。

このほか、郵便関係では、土曜日休配、送達日数の繰り下げといった「郵便サービスの見直し」について、お客さま本位に徹し、お客さまに約束した郵便サービスの徹底が求められている状況であること、金融関係では、「新しいかんぽ営業体制の構築」により、営業体制の大きな変更があることから、今後、真にお客さま本位の業務運行に努めた対応が必要であるという考えが示されました。

よって、以上のような状況から、支社は勤務時間管理の徹底、効率的な業務および生産性の向上、特定の社員への時間外労働の偏りの是正を図り、時間外労働時間の縮減に取り組むこととしたことから、2021年度と同様の目安時間として整理をはかりました。

なお、2022年4月から「勤務時間制度の見直し」が実施されることから、より一層の勤務時間管理を徹底し、三六協定違反の防止、超過勤務手当の未払い防止に向け、取組んでいくこととし、2022年度の実態を踏まえ、2023年度の日安時間数等の検討を行うこととしました。

支部においても、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや各局における必要な労働力の配置状況等について、意思疎通を行うよう要請します。

【労使対応】 支部交渉

スケジュールは以下の通りとなりますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

また、交渉の場を持つ場合には、新型コロナウイルス感染症感染予防の取組の各対策に沿って対応すること、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できるだけ出席委員の人数を絞る等、効率的な交渉となるよう対応することとします。

三六協定締結…3月14日（月）～25日（金）